

Q & A (修学旅行緊急時支援事業)

※令和3年4月1日時点での情報です。
今後変更の可能性もあります。

Q 1 申請方法はどうすれば良いか？

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課HPから申請書類を入手・作成し、必要書類を添付した上で沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課修学旅行担当宛て郵送又は持参ください。

Q 2 令和4年3月1日(火)から修学旅行を予定しているが、対象か？

対象外となります。本支援の対象は「旅行の出発日が令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)の間であること」となっております。

Q 3 先着順か？

予算に限りがあるため、提出期限(令和4年3月18日(金))内での先着順となります。なお、不備がない状態で必要書類を受理したのから申請があったものとみなします。

Q 4 申請してからどれぐらいで指定口座に振り込まれるか？

不備がない状態で必要書類を受理した日から3週間程度を予定しております。

Q 5 沖縄県から直接宿泊施設や航空会社等へ支払うことは可能か？

直接払いは行っておりません。旅行会社又は保護者等が立て替えし、後日、沖縄県へ申請する必要があります。

Q6 添乗員（旅行会社）や学校の教員も対象か？

対象外となります。対象は生徒、保護者、保護者から委任を受けた者（添乗員（旅行会社）及び学校の教員除く）となっております。

Q7 宿泊施設の確保や航空券等は沖縄県が手配するのか？

申請者側で手配する必要があります。

Q8 県内の学校は対象外か？

対象要件に該当すれば、対象となります。

Q9 保護者2名で保護した場合は保護者2人とも対象か？

修学旅行生1人に対して、保護者1人までが対象となります。

Q10 修学旅行生や保護者の滞在に係る食費や日用品購入費は対象か？

対象外となります。宿泊費、県内交通費、航空賃が対象となります。

Q11 領収書を紛失しました。どうすれば良いか？

再取得をお願いします。領収書等の必要書類がない場合は、その部分について支援対象外となります。

Q12 保険で対応した場合も対象か？

保険で対応した部分については対象外となります。

Q13 県外の保健所から濃厚接触者と特定された場合も対象か？

対象となります。

Q14 1泊8,000円の宿泊施設に15泊しました。全額(12万円)対象か？

宿泊費の支給上限は、1泊9,800円かつ14泊までで実費額が支給されるため、 $8,000円 \times 14泊 = 112,000円$ が支給されます。

Q15 1日でタクシーを3回利用しました。この場合の対象はどうなるか？

県内交通費の支給上限は、1日6,000円までで実費額が支給されますが、必要最低限の移動のみを対象とします。例えば、修学旅行生の保護とは関係の無い別件に要した移動は対象外となります。

Q16 修学旅行の復路で予約していた航空券について、延泊を理由に変更したが変更手数料がかかった(それ以外に費用はかかっていない)。この場合の対象はどうなるか？

修学旅行生の航空賃は、新たに生じた費用のみが対象となるため、今回の場合は、変更手数料のみが対象となります。

Q17 提出書類の「旅行行程が分かる書類」は何を指しているか？

学校が実施した修学旅行の行程表となります。※対象生徒の健康観察に係った行程表ではありません。

Q18 提出書類の「対象者である修学旅行生の身分証明書の写し」は学生証で良いか？

住所、氏名、顔写真、学校長の押印があれば学生証でも問題ありません。